- 7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。
- (1)補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等 の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

市長は、別紙様式第2による申請書及び関係書類を都道府県知事が別に定める日まで に都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の申請書を受理したときは、必要な審 査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、毎年度5月末日までに厚生労 働大臣に提出するものとする。

(2) 上記以外の場合

別紙様式第3による申請書および関係書類を毎年度5月末日までに厚生労働大臣に提 出して行うものとする。

### (変更申請手続)

8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請 等を行う場合には、7に定める申請手続きに従い、別紙様式第4または別紙様式第5によ る申請書および関係書類を毎年度1月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

## (交付決定までの標準的期間)

|9 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内 9 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内 に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

## (補助金の概算払)

10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内に 10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内に おいて概算払をすることができる。

#### (実績報告)

- 11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。
- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等 の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

市長は、別紙様式第6による報告書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知 事に提出し、都道府県知事は、前記の報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適 正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、翌年度4月10日(6の(3)により事業 の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から起算し て1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

(2) 上記以外の場合

別紙様式第7による報告書を、翌年度4月10日(6の(3)により事業の中止又は 廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を

- 7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。
- (1)補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等 の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

市長は、別紙様式第2による申請書及び関係書類を都道府県知事が別に定める日まで に都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の申請書を受理したときは、必要な審 査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、毎年度9月末日までに厚生労 働大臣に提出するものとする。

(2) 上記以外の場合

別紙様式第3による申請書および関係書類を毎年度9月末日までに厚生労働大臣に提 出して行うものとする。

### (変更申請手続)

8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請 等を行う場合には、7に定める申請手続きに従い、別紙様式第4または別紙様式第5によ る申請書および関係書類を毎年度1月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

### (交付決定までの標準的期間)

に交付の決定(決定の変更を含む:)を行うものとする。

# (補助金の概算払)

おいて概算払をすることができる。

#### (実績報告)

- 11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。
- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等 の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

市長は、別紙様式第6による報告書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知 事に提出し、都道府県知事は、前記の報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適 正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、翌年度4月10日(6の(3)により事業 の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から起算し て1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

(2) 上記以外の場合

別紙様式第7による報告書を、翌年度4月10日(6の(3)により事業の中止又は 廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を

	新					· IB					
		+	72	別表		4)			別		
1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率	1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助		
持防止 対策等	児童虐 待防止 対策支	次により算出された額の合計額	児童虐待防止 対策支援事業に 必要な報酬、旅	1/2	待防止 対策等	児童虐 待防止 対策支	次により算出された額の合計額	児童虐待防止 対策支援事業に 必要な報酬、旅	1/		
援事	援事業	1 協力体制整備事業(主任児童委員等研修)	費、需用費(消 耗品費、教材	78	支援事業	援事業	1 協力体制整備事業(主任児童委員等研修)	費、需用費(消 耗品費、教材			
		1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり	費、印刷製本				1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり	費、印刷製本			
- 1		325,000円	品購入費、役務					品購入費、役務			
		0. 旧本中歌了上上2. 上112. 成267. 中州(林州 中北一)	費(通信運搬)、報償費、委託				326,000円	費(通信運搬費)、報償費、委託	1		
1		児童相談所1か所当たり	料、使用料及び賃借料				2 児童相談所カウンセリング強化事業	料、使用料及び賃 借料			
	× =:	・カウンセリング促進事業					児童相談所1か所当たり 「カウンセリング強化事業のみ実施する場合」	I B 17			
		706,000円	48				706,000円	5 g			
		· 家族療法事業					・「カウンセリング強化事業」に加え「家族療法事業」を	1			
			2.				実施する場合	1			
- [		1.991,000円					2.698,000円	1			
		・ファミリーグループカンファレンス事業					37				
	1	3.609,000円							ĺ		
		- 宿泊型事業						•			
- 1		4,355,000円					*				
	i	3 医療的機能強化事業					3 医療的機能強化事業				
		1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり				1	1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり				
		2.108.000円					2.156,000円				
		4 法的对応機能強化事業				ı	4 法的対応機能強化事業	19	P		
		児童相談所1か所当たり					児童相談所1か所当たり				
	1	558,000円 5 スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業					558,000円				
H =	- 1	児童相談所1か所当たり			1 1		5 スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業				
	1	511,000円	¥.				児童相談所1か所当たり		8		
1	1	277,0001 1		1 1	1 1	1	511,000円				

35

Ţ	新		IΒ					
ひも児祉事		1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2	ひも児祉事	次により算出された額の合計額  1 ふれあい心の友訪問援助事業  1 ふれあい心の友訪問援助事業  訪問1日当たり 2.750円 ②事業実施前研修会費 174,800円 ③活動検討会 1回当たり 33,000円  2 ひきこもり等児童宿治等指導事業 ①宿泊指導 児童1人当たり日額 3,570円 ②通所指導 児童1人当たり日額 2,100円  3 ひきこもり等児童福祉教育連絡会議費 1回当たり 12,200円  4 ひきこもり等の子どもの保護者交流事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 2,000,000円	児業酬報需費費水(委入 き福実(日30働児知護額 児業酬報需費費水(委入 き福実(日32省童)者を き福必給費費印燃)信料、だも対に成児雇家にの除 さ祖契約、旅消製費役費備助、等事い年第厚均局め担。 り策報賃費耗本、務別品費「児業で3 厚等長る相 り策報金、品 熱費、購 ひ童の」28 労・通保当	1/2		
児童支援 を支ン一 <u>等</u> 営業	<ol> <li>児童家庭支援センター運営事業</li> <li>運営費</li> <li>1か所当たり</li> </ol>	児童家庭支援センター運営事業に シー運営事業に 必要な給料、職員 手当等、無用費(食 糧費、印刷製本 費、消耗品費)、役 務費(手数料)、報 償費、報酬 等	児童変援センター事業	次により算出された額の合計額  1 運営費  1か所当たり  心理療法等を担当する職員が常勤の場合	児童家庭支援センター運営事業に 必要な給料、職員 手当等、共済費、 旅費、無用費(食 糧費、印刷品費)、殺 養費、印刷品費)、殺 養費(手数料)、報 償費、報酬等	1/2		